平成２０年（フ）第５４７号
沖縄県糸満市西崎２丁目２番５―202号　ルボワ西崎
破産者　金城　栄二
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３２号
札幌市中央区大通西28丁目１番22―505号、開始決定時の住所札幌市中央区宮の森２条17丁目５番14号
破産者　羽賀　洋介
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第６９号
富山県射水市南太閤山４丁目66番地
破産者　山本　章三
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第２５５号
山口県宇部市今村北４丁目７番12号
破産者　繼　　裕光
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

破産手続終結中更正

平成１９年（フ）第２１７号
香川県仲多度郡琴平町上櫛梨477番地３、申立時の住所香川県仲多度郡琴平町861番地
破産者　岡崎　陽介
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　平成21年７月13日になした破産手続終結決定中、破産者の申立時の住所が「香川県仲多度郡861番地」とあるのを「香川県仲多度郡琴平町861番地」と更正する。
高松地方裁判所丸亀支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第３９９号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町２丁目19番５―103号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘本町３丁目５番13号　セジュール武庫之荘208号
破産者　松元　悦好
1　破産債権の届出期間　平成21年８月24日まで
2　一般調査期日　平成21年９月10日午後２時30分
平成21年７月23日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４７４号
大阪市都島区高倉町１丁目14番25号マンション樅302号
破産者　川島　一夫
1　破産債権の届出期間　平成21年８月28日まで
2　一般調査期日　平成21年10月５日午後３時30分
平成21年７月23日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の特別調査期日

平成１９年（フ）第４２８６号
大阪市中央区北浜３丁目１番22号あいおい損保・淀屋橋ビル
破産者　株式会社ＮＡＪ
特別調査期日　平成21年10月２日午後１時30分
平成21年７月23日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成１９年（フ）第４５６号
北海道北斗市追分１丁目10番９号
破産者　株式会社トラストワン
1　期日　平成21年９月４日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年７月24日　　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１３５号
愛知県豊田市上野町３丁目26番地13
破産者　株式会社カナエ電子
1　期日　平成21年９月14日午後３時50分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年７月24日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第６４５号
和歌山市鷺ノ森堂前丁23番地
破産者　株式会社成見楽器
1　期日　平成21年９月14日午後１時45分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年７月24日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第４１号
香川県東かがわ市三本松150番地２
破産者　協同組合東讃専門店会
1　期日　平成21年９月17日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年７月23日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２０年（フ）第３５１号
函館市高松町575番地33、開始決定時の住所函館市陣川町98番地353
破産者　松居　順一
1　期日　平成21年９月４日午前11時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年７月24日　　函館地方裁判所

平成２０年（フ）第５１号
長野県伊那市狐島3799番地１、表示変更前の住所長野県伊那市伊那部3799番地１
破産者　株式会社一松キャスト
1　期日　平成21年10月14日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年７月23日　長野地方裁判所伊那支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１９年（フ）第３３８号
山口市秋穂西311番地の19
破産者　有限会社フジマサ工業
異議申述期間　平成21年８月25日まで
平成21年７月24日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第９３号
石川県七尾市古府町よ部55番地
破産者　春木　周衛
異議申述期間　平成21年９月７日まで
平成21年７月24日　金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第２００号
熊本県上益城郡益城町馬水７番地
破産者　畑山　清音
異議申述期間　平成21年９月15日まで
平成21年７月23日
熊本地方裁判所民事第１部

平成１９年（フ）第６６１号
愛媛県松山市西垣生町828番地１
破産者　三友食品有限会社
異議申述期間　平成21年９月17日まで
平成21年７月23日　　松山地方裁判所

平成２０年（フ）第５２３号
愛媛県松山市問屋町９番４号
破産者　櫻井榮以子
異議申述期間　平成21年９月17日まで
平成21年７月23日　　松山地方裁判所

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２７６号
愛知県刈谷市桜町１丁目53番地　コーポさくら202号
破産者　内田　三夫
免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
平成21年７月24日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

免責許可決定

平成２１年（フ）第９０７号
福岡県前原市前原駅南１丁目21番１―105号
破産者　江﨑　千春（旧姓山田）
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部